

## 第二編 平成 2 2 年度の主な税の概況

# 1.市町村民税

## (1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2- 1- 1表及び2- 1- 1図のとおりである。

平成 22年度の個人の納税義務者数は、17年度と比べ、均等割は 1.1倍で、前年度と比較すると0.69%の減となっている。所得割については、17年度と比べると 1.1倍で、前年度と比較すると17.53%の増となっている。

22年度の法人の納税義務者数は、17年度と比べ、均等割が 1.04倍、法人税割 1.06倍という伸びを示しているが、前年度との比較では、均等割 0.50%減、法人税割 0.18%減と、ともに減少した。

2- 1- 1表 納税義務者数の推移（「課税状況等の調」第 1表，第 2表）

(単位：人)

区分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
個人	均等割	2,715,137 (100)	2,885,664 (106)	2,933,618 (108)	2,984,829 (110)	3,014,236 (111)	2,993,524 (110)
	所得割	2,546,892 (100)	2,718,888 (107)	2,763,428 (109)	2,812,797 (110)	2,389,234 (94)	2,807,957 (110)
法人	均等割	142,252 (100)	143,412 (101)	144,307 (101)	148,200 (104)	148,445 (104)	147,698 (104)
	法人税割	137,211 (100)	140,610 (102)	141,208 (103)	144,632 (105)	146,176 (107)	145,913 (106)
参考	県人口	6,006,996 (100)	6,022,411 (100)	6,035,343 (100)	6,085,457 (101)	6,116,967 (102)	6,124,453 (102)

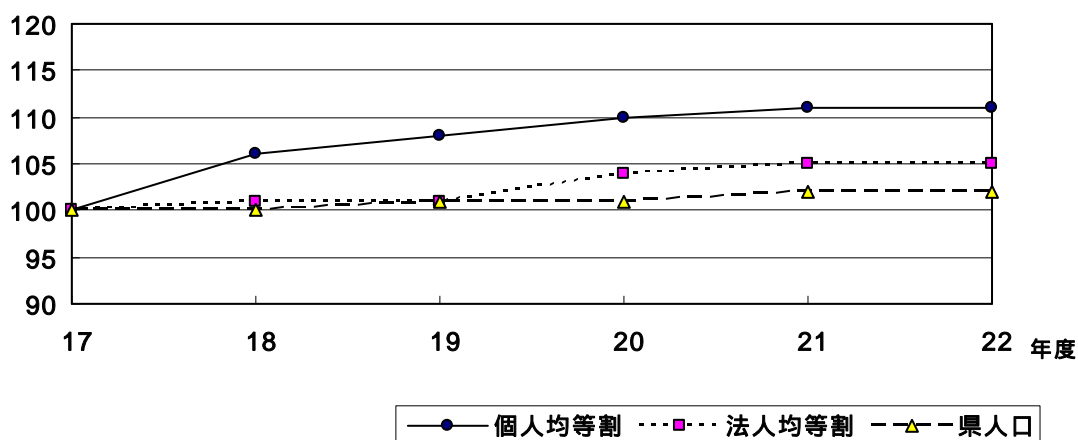
(注) 1. ( )内は17年度を100とした場合の指数である。

2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。

3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。

4. 県人口は、当該年度の前年12月末の住民基本台帳人口である。

2- 1- 1図 納税義務者数の推移 (平成 17年を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

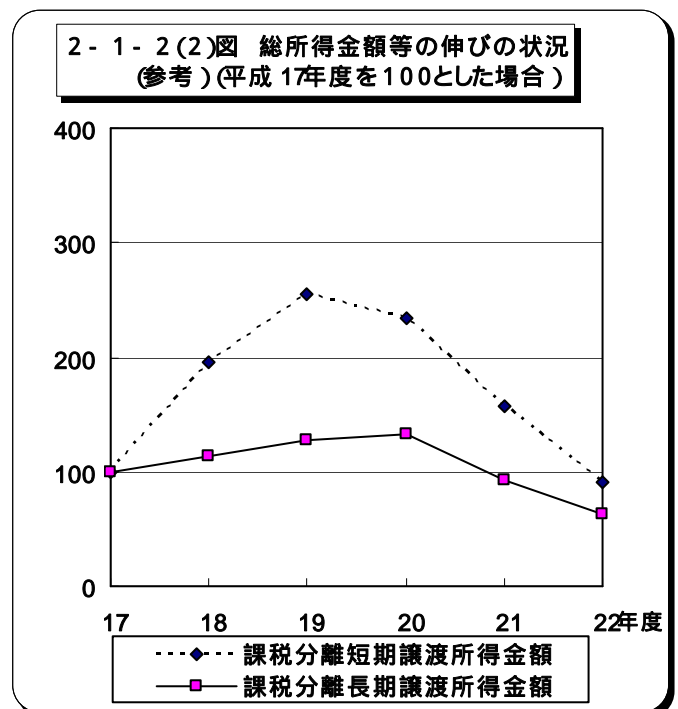
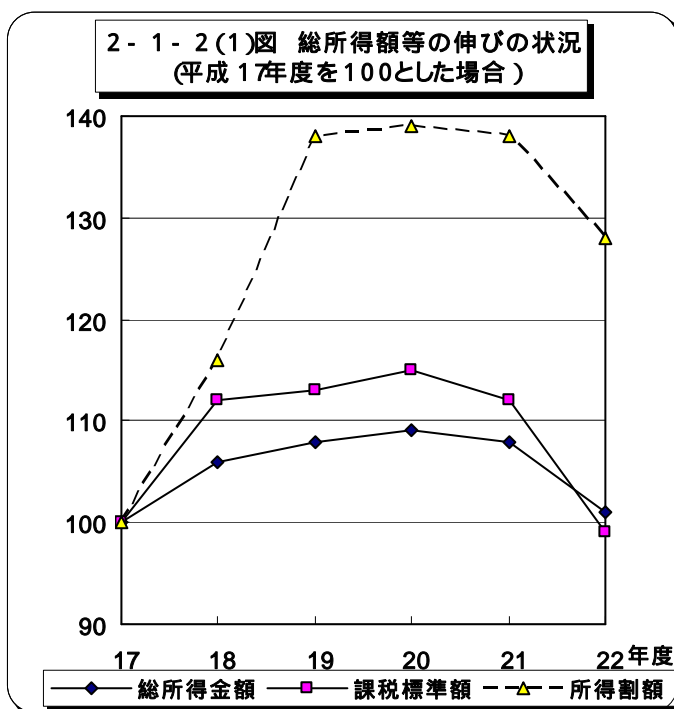
平成22年度における総所得金額等は、17年度と比べて1.01倍、課税標準額については0.99倍、また、所得割額は、税源移譲及び定率減税の廃止の影響により1.28倍の増加となった。

しかし、前年度と比較すると、総所得金額等は-5.31%、課税標準額は-7.04%、所得割額についても-8.47%といずれも減少した。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移（課税状況等の調べ」第12表 第58表 第59表）  
（単位：千円）

区分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総所得金額等		9,547,059,213 (100)	9,961,118,748 (104)	10,134,276,258 (106)	10,266,322,951 (108)	10,167,873,791 (107)	9,628,298,709 (101)
課税標準額		6,396,496,779 (100)	6,769,166,111 (106)	6,884,935,666 (108)	6,961,289,325 (109)	6,821,941,971 (107)	6,341,723,794 (99)
所得割額		285,598,491 (100)	301,720,325 (106)	331,798,570 (116)	395,039,630 (138)	397,933,407 (139)	364,241,308 (128)
参 考	課税分離短期 譲渡所得金額	1,466,702 (100)	2,863,716 (195)	3,738,713 (255)	3,431,297 (234)	2,300,552 (157)	1,324,059 (90)
	同上分算出税 額	59,259 (100)	59,259 (100)	82,846 (140)	166,910 (282)	194,165 (328)	67,967 (115)
	課税分離長期 譲渡所得金額	168,649,778 (100)	189,750,633 (113)	216,545,766 (128)	223,146,693 (132)	157,204,026 (93)	105,456,771 (63)
	同上分算出税 額	5,570,125 (100)	6,308,539 (113)	6,356,336 (114)	6,356,336 (114)	4,609,898 (83)	3,076,348 (55)

(注) ( )内は17年度を100とした指数である。



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割 (2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額共に、その他の所得者以外は減少した。

イ 所得割 (2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数はその他の所得者以外は減少し、所得割額は、すべての区分で減少した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数,均等割額 (課税状況等の調べ)第2表)

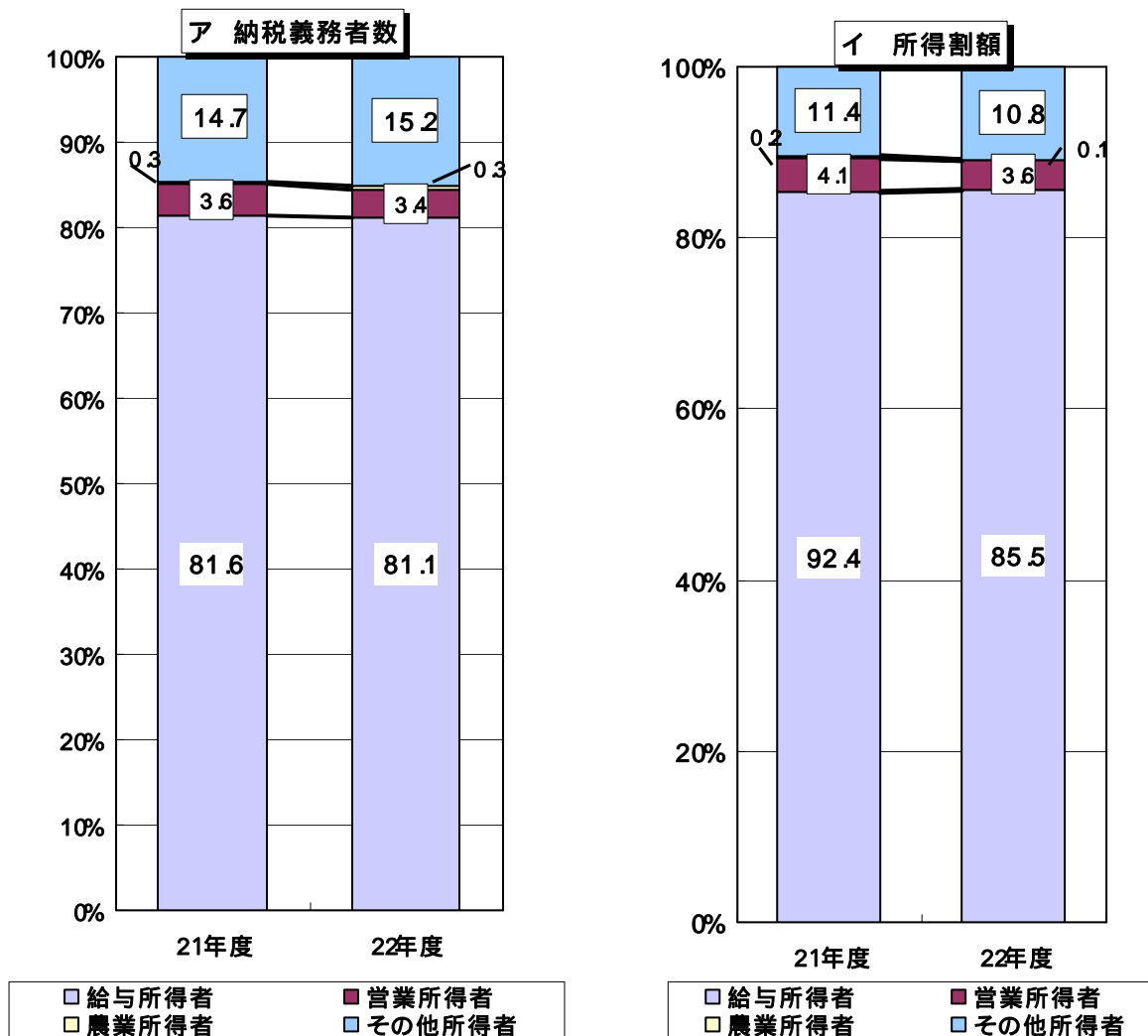
区分 所得者区分	納税義務者数					均等割額				
	2年度 (人)	22年度 (人)	対前年 度比	構成比 (%)		2年度 (千円)	22年度 (千円)	対前年 度比	構成比 (%)	
				21	22				21	22
給与所得者	2,400,469	2,370,940	98.8	80.2	79.2	7,201,407	7,112,820	98.8	80.2	79.2
営業所得者	118,942	112,759	94.8	4.0	3.8	356,826	338,277	94.8	4.0	3.8
農業所得者	11,822	10,798	91.3	0.4	0.4	35,466	32,394	91.3	0.4	0.4
その他の所得者 家屋敷等のみ	464,396	480,750	103.5	15.5	16.1	1,393,206	1,442,250	103.5	15.5	16.1
計	3,014,236	2,993,524	99.3	100.7	100.0	9,042,726	8,980,572	99.3	100.7	100.0

2-1-4表 所得割を納める納税義務者数,所得割額 (課税状況等の調べ)第2表)

区分 所得者区分	納税義務者数					所得割額				
	2年度 (人)	22年度 (人)	対前年 度比	構成比 (%)		2年度 (千円)	22年度 (千円)	対前年 度比	構成比 (%)	
				21	22				21	22
給与所得者	2,311,802	2,276,971	98.5	81.6	81.1	336,602,833	311,322,277	92.5	92.4	85.5
営業所得者	102,328	95,760	93.6	3.6	3.4	14,852,862	13,212,366	89.0	4.1	3.6
農業所得者	8,406	7,382	87.8	0.3	0.3	650,332	542,155	83.4	0.2	0.1
その他の所得者	416,698	427,844	102.7	14.7	15.2	41,404,485	39,167,353	94.6	11.4	10.8
計	2,834,234	2,807,957	99.1	100.2	100.0	393,010,512	364,244,151	92.7	108.0	100.0

また、構成比については、2-1-4図に示すとおりであり納税義務者数、所得割額共に給与所得者の占める割合が高く、平成22年度においては、納税義務者数の81.1%、所得割額の85.5%が給与所得者である。前年度と比較すると、納税義務者数、所得割額共に給与所得者の割合が減っているといえる。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

平成22年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は6.8%減少し、人口1人当たりの所得割額も7.9%減少した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移（「課税状況等の調」第2表）

(単位:円,人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
納税義務者1人当たりの所得割額	118,466 (100)	114,983 (97)	134,660 (114)	133,319 (113)	130,551 (110)	121,677 (103)
人口1人当たりの所得割額	50,100 (100)	54,976 (110)	65,225 (130)	65,391 (131)	64,331 (128)	59,261 (118)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	423 (100)	450 (106)	456 (108)	462 (109)	464 (110)	457 (108)
県人口 (前年12月末)	6,022,411 (100)	6,035,343 (100)	6,056,599 (101)	6,085,457 (101)	6,116,967 (102)	6,146,418 (102)

注) ( )内は17年度を100とした場合の指数である。

恒久減税後に納税義務のある者を対象としている。

